

Title	自由民権運動における「討論會」の実際：旧制中学校への導入前史として
Author(s)	熊谷, 芳郎
Citation	聖学院大学論叢, 24(2), 2012. 3 : 151-164
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3665
Rights	



聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

〈原著論文〉

自由民権運動における「討論會」の実際

——旧制中学校への導入前史として——

熊谷芳郎

The Practice of Debating (*Toron-kai*) in the Liberal Civil Rights Movement:
Before the Introduction of *Toron-kai* into the Former Junior High School System

Yoshirou KUMAGAI

In the liberal civil rights movement, the practice of debating (*Toron-kai*) spread throughout Japan. Prior to this, the *Toron-kai* held by Keio Gijuku and similar debates not only took the form of stating their own positions, but also stating the views that had led to and informed these positions. In contrast to this, in the *Toron-kai* of the liberal civil rights movement the debaters merely stated their positions. Furthermore, the position of the organization hosting the debate tended to be the side that won the debate, so that organizing such debates and bringing them to successful conclusions became difficult. As a result, it became impossible to expect much depth in education through the exchange of views or opinions.

Key words; The liberal civil right movement, *Toron-kai*, own theories, educational effect

Key words; 自由民権運動, 討論會, 持論, 教育的効果

第1章 問題の所在

旧制中学校における「討論會」は自由民権運動で行われた「討論會」の影響を受けて始められた。その経緯は、全国大学国語教育学会の紀要『国語科教育』に発表した拙論^①にまとめたとおりであり、そこでは以下の点を明らかにした。

- ① 自由民権運動における「討論會」とは、2つの立場に分れて意見交換をした後に決によって勝敗を決している点において、今日のディベートに近いものであった。
- ② ただし、その「討論會」での発言は発言者の持論が述べられており、この点に関しては、ディベートとは異なるものであった。

- ③ 旧制中学校の生徒たちは、自由民権運動の一環として、自由民権運動の「討論會」を旧制中学校に導入しようとした。
 - ④ 「討論會」が自由民権運動との結びつきの強いものとして受け止められたために、文部省は警戒感を持ち、「討論會」の学校現場への導入を抑制しようという動きにつながった。
 - ⑤ 国会が開設されたことにより、中学校での「討論會」が再び広まりを見せる。しかし、政治的な動きとは一線を画していった。それでも、学校当局の警戒感は長く続いていった。
- 以上を踏まえ、本稿では、次の2点を明らかにすることを旨とする。

- ① 自由民権運動における「討論會」は、それ以前に行なわれていた「討論會」とどのような点で異なっていたのか。
- ② その変化により、自由民権運動における「討論會」はどのような課題を内包することになったのか。

第2章 自由民権運動における「討論會」の概略

まず、自由民権運動における「討論會」の展開を概観する。

第1節 新聞雑誌による「討論會」の周知状況

当時の自由民権運動の中で催された「討論會」の正確な回数を示す資料はないが、たとえば、国会開設の詔勅が出された1881年に、「東京横濱毎日新聞」に掲載された「討論」という語を付けた催しの広告の数を調べると、61回に上る。その内訳は「討論會」13回、「討論演說會」36回、「演說討論會」12回であった（同一の催しは1回と数えた）。この中で「演說討論會」としているものには、演說の最後に質疑応答を行っただけという催しであった可能性もある⁽²⁾。しかし、広告の中に「演說會」「討論會」に分けて出演者を示しているものがあり、その場合には「演說會」とは別に「討論會」が催されたと考えられる。したがって、ある程度の数の「討論會」が開催されていたと推測される。

また、同時代の「討論會」を扱った雑誌として「嚶鳴雑誌」⁽³⁾と「國友雑誌」⁽⁴⁾がある。両誌ともに「討論會」の発言筆記録を積極的に取り上げている。

さらに、時を隔ててまとめられた「討論會」の筆記録もある。たとえば、1887年に発行された『學術政談演說討論集』⁽⁵⁾では、「演說」8編と並んで「討論」16編の筆記録を収録している。

このように、自由民権運動において、「討論會」は盛んに催され、新聞や雑誌、書籍を通じて国内にその存在が知られていった。

第2節 民衆の受け止め方

宮武外骨は、当時の政談討論会における討論について、「甲論乙駁で生氣潑瀾たる活劇を演ずるのであるから、聴衆はそれに惹かされて、手に汗を握る場合が多かつた」と述べている⁽⁶⁾。

また、当時、島根県尋常中学校（島根県立松江中学校）に在籍していた西田千太郎は、上京した友人の志立鉄次郎宛書簡（1881年12月1日付）において、志立が東京で「上下両院云々」という論題で行われた「討論會」を見学した状況を書いてきたのに対して、「演説討論會ノ模様等委敷御報知被成下、実ニ身自ラ其席ニ在テ諸氏ノ顔ヲ見テ諸氏ノ論ヲ耳ニスルガ如ク、覚ヘズ快ト呼ブ数回、唯々兄ト手ヲ相携ヘテ其席ニ列スル能ハザルヲ憾ムル耳。」⁽⁷⁾とある。論題から推して自由民権運動におけるものと考えられる「討論會」に関する手紙を読んだだけで、思わず「快」と叫びたくなるほどの興奮を覚えている。

このように、民衆にとって「討論會」は迫力ある、魅力を持ったものとして受け取られていた。その後、たとえば『演説討論一千題』（1891年）には次のような記述が表れる。

近來大人の演説が流行しますると、門前の子供は習はぬ教讀むの譬へにて、見やう見真似の子供は、亦忽ち演説をするやうになりました、而て亦演説が流行すると、之れに連れて子供の討論會が流行し始めました、其處で子供の演説討論が大流行となりましたれば、我れも人も皆な演説々々と言ふて、討論會までも、此處彼處に開くやうになりましたが、何のやうなるものを演説して善いか、又何のやうなることを討論して善いか、と是れには人々困る様子で御座ります⁽⁸⁾

1891年2月の時点で、このような状況であったという。1880年代に、演説とともに、「討論會」は民衆に周知され、受け入れられていったと考えられる。

第3章 自由民権運動以前に行なわれていた「討論會」

自由民権運動における「討論會」を歴史的に位置づけるために、自由民権運動に先だつて行なわれていた「討論會」、特に慶應義塾の三田演説会における「辯論會」、および共存同衆における「習演會」の内容を確認しよう。

第1節 慶應義塾で行われていた「辯論會」「討論會」

ディベートを「討論」と訳し、「討論會」の組織的な練習を初めて行ったのは福澤諭吉だとされる。『福澤全集』の緒言では「明治六年春夏の頃」すなわち1873年に「社友小泉信吉氏」が携えてきた「英版原書の小冊子を」訳すに当たり、「デバートは討論と訳し」たという⁽⁹⁾。その後、訳書は『會

議辯』として出版される⁽¹⁰⁾ 一方で、福澤の自宅等を用いて演説と討論の練習をし、翌1874年6月27日に演説討論の練習普及の場として三田演説会が発足した。『會議辯』には、同会の規約にあたる「憲法附例式目」が掲載されている。それによれば、三田演説会は「雑會」と「辯論會」の二種類の催しを行うとされている⁽¹¹⁾。「雑會」は今日の講演あるいは講義と同様のものであった。一方の「辯論會」は、次のように3種類に分れていた。

辯論會トハ前會ノ席ニテ幹事ヨリ會員ヘ示シタル宿題ヲ辯論スルコトナリタゞシ宿題ノ趣ニ從テ其法ニ三様アリ

第一圖ヲ以テ會員ヲ等分シテ二組ト為シ一ヲ可議ノ組ト為シ一ヲ否議ノ組ト為シ一方ノ席ノ端ヨリ弁論ヲ始メ一可一否順々ニ論シ終ル可シタゞシ此議論ハ圖ヲ以テ分クルモノナレバ必ズシモ自己ノ持論ヲ主張スルニ非ズ唯辯論ノ法ヲ研究スルノミ第一宿題ノ趣ニ就キ各員銘々ノ見込ヲ以テ可否ノ二組ニ分レコレヲ論スルコトナリコノ時ニハ席ノ順ニ拘ハラズ云ハント欲スル者ハ直ニ立テ云フ可シタゞシ其席ヲ立チ議ヲ終リ又コレニ答フル等ノ順序時刻ハ一切會頭ノ差圖ニ從フ可シ第三宿題ノ趣意必ズシモ可否ヲ決スルニ非ザルモノハ會員ノ組ヲ分タズシテ一團ニ席ニ就カシメ銘々ノ見込ニ從ヒ其利害得失ノ證ヲ枚擧セシムルコトアル可シタゞシ其コレヲ害トシ利トスルノ理ハ既に明ナレドモ其奥蘊ヲ發セントスルノ趣意ナリ⁽¹²⁾

この規定によれば、次のような3つの「辯論會」が行われていたことになる。

- ① 籤で会員を肯定否定の二組に分け、会員は分けられた立場からの意見を、肯定否定順々に述べ合うというもの。ここで述べられるのは、あくまでも分けられた立場からの意見であって、持論ではないという前提に立つ。
- ② それぞれの考えに従って肯定否定の二組に分かれ、自分の意見、すなわち持論を述べ合うというもの。
- ③ 肯定否定の立場に分れず、様々な立場からそれぞれの持論を述べ合うというもの。

その中でも、①は持論を述べるのではなく籤で決められた立場によって決められた意見を述べるという点で、極めて特徴的なものであった。これは、「唯辯論ノ法ヲ研究スルノミ」というように、あくまでも「辯論」の練習として行われていたという。そして、このように3つの型を持つ「辯論會」は、三田演説会が発足した翌年の1875年には「討論會」と名称を変更する。

この「辯論會」「討論會」と称した催しが行われた回数であるが、松崎欣一が『三田演説日記』その他の記録を照合した結果によれば、初期の1874年6月の第1回から1876年4月の第80回までの内22回行われたという。ただし、討論の進め方がはっきり分かるのは、最初の1874年7月開催の第2回から同年8月開催の第9回までである⁽¹³⁾。この間に15回の「辯論會」が開かれている（1回の会場で複数回の「辯論」が行われる）が、上記3種類の型の内訳は、①型4回、②型3回、③型8回である⁽¹⁴⁾。その後は、1876年4月の第80回を最後として、三田演説会の記録に「討論會」は見られなくなる。

もっとも、三田演説会での記録はなくなるが、慶應義塾内で討論會が全く行われなくなったというわけではない。たとえば、塾生の森田勝之助の日記中に1879年11月29日付けとして、精干社という慶應義塾内に塾生によって結成されていた演説・討論のグループに出席したという記事がある⁽¹⁵⁾。それによれば、論題に対して森田の持論としては賛成であったが、「賛成者多ク抗者ナキヲ以テ」森田は論題に反対の論を張り、決を採ったところ反対派が勝ったという。持論とは異なる立場で論を述べる「討論會」が、三田演説会以外に、慶應義塾内で行われていたという事例である。

では、三田演説会の「辯論會」「討論會」は、どのように行われたのであろうか。たとえば、1874年7月1日に行われたと想定される「第二會」の最初の「辯論」を確認しよう。このときは、「第一宿題」であった「台湾征討ノ軍ノ勝敗ニ依テ日本国ノ得失如何ノ問。」を討論題として、次のように展開された。なお、「辯論會」の型は①、つまり籤によって分けられた立場に立った意見交換である。

一 式目第十五條ニ從テ第一宿題ノ可否ノ組ヲ分ツ。

可 海老名 晋

台湾ノ征伐ハ勝利ヲ以テ日本ノ益トス。其故ハ假令ヒ勝利ヲ得テ国ヲ奪フモ利益ナシト雖トモ、負ル寸ハ日本ノ耻トナリ益々外国ノ輕蔑スル所トナラン。

否 小杉俊次郎

無説。

否 猪飼麻次郎

勝利アル寸ハ日本ノ兵益々増長シテ支那ニ軍ヲ向ン。然ル寸ハ大ニ国害ヲ招ク可シ。

可 安岡雄吉

今台湾ニ勝ツ寸ハ日本人民ノ氣力ヲ引タツル可シ。故ニ大ニ益トナルナリ。

否 福澤諭吉

国内ノ會計ヲ以テ考レハ負ルヲ利トス。又台湾ノ事ニ付支那(コリ、脱カ)来レル使者ハ英国人ナリ。且フロシアハコ、ニ殖民ノ企アリト云フ。故ニ勝ツ時ハ大ニ事ノ障ヲ生ス可シ。

可 小川駒橘

論、海老名氏ニ似タリ。

否 小泉信吉

無説。

可 甲斐織衛

台湾ノ地味ハ悪シキニ非サレハ、兵隊ヲ之ニ殖民セバ諸雜費ヲ償フニ足ル可シ。故ニ勝ツヲ利トス。

否 須田辰次郎

コノ嶋ヲ取り益ナキ而已ナラス、若シ之ヲ取ル寸ハ必ス之ニ鎮台ヲ置ク可シ。然ル(ト、脱)キハ九州鎮

台ノ費ヨリ多聞ノ費カカ、リ、勝ツニ乗シテ又々他ニ兵ヲ向ケル寸ハ大ニ損亡ヲ醸ス可シ。

否 松山棟庵

勝利アル寸ハ兵隊ノ威勢益々盛大トナリ、終ニ日本ノ政權ヲ握ルニ至ル可シ。故ニ負テ早く帰国スルヲヨシトス⁽¹⁶⁾。

ここでの発言全体の構成を見るために、やり取りを略記すると、次のようになる。氏名の先に付けた丸数字は発言順を示し、()内は発言の立場を示す。

①海老名晋(可)→②小杉俊次郎(否・無説)→③猪飼麻次郎(否)→④安岡雄吉(可)→⑤福澤諭吉(否)→⑥小川駒橘(可)→⑦小泉信吉(否・無説)→⑧甲斐織衛(可)→⑨須田辰次郎(否)→⑩松山棟庵(否)

一人一回しか発言せず、しかも、③と⑩を除くと可否それぞれの意見を交互に述べている。『会議辯』に記載された式目の規定におおよそ沿った進行をしている。ただし、勝敗は記されていないので、不明である。

このように、福澤は慶應義塾において、予め規定した規則に則って「辯論會」を催し、その技術的な習得に努めていたことが分かった。

第2節 福澤諭吉の「討論」観

では、福澤は討論に対して、どのような考えを持っていたのだろうか。たとえば、『学問のすゝめ』には次の一節がある。

此諸件ノ術ヲ用ヒ盡シテ始テ學問ヲ勉強スル人ト云フ可シ即チ視察、推究、讀書ハ以テ智見ヲ集メ談話ハ以テ智見ヲ交易シ著書演説ハ以テ智見ヲ散ズルノ術ナリ。然リ而シテ此諸術ノ中ニ或ハ一人ノ私ヲ以テ能ス可キモノアリト雖ドモ談話ト演説トニ至テハ必ズシモ人ト共ニセザルヲ得ズ演説會ノ要用ナルコト以テ知ル可キナリ⁽¹⁷⁾

ここでは、「談話」が「演説」と区別して「智見を交易する」もの、つまり「智見」を交流するものとして用いられている。したがって、この「談話」とは、双方向で集めた「智見」をやり取りするもの、情報や意見をやり取りするという点で、今日の話し合いや討論を指しているものと解釈される。

そのような「談話」が、学問を進める上で必要なものとして語られている点にも注目したい。「談話」を単なる情報交換の具としてではなく、学問を進める上で必要不可欠なものとして捉えている。また、この「談話」は「演説」と対置されており、その点で、この「談話」は「討論」と対等の位置を与えられたものと捉えることができる。

福澤にとって、「談話」（討論）は単なる議會練習の場ではなく、学問を進める上で欠かせない、教育的効果を期待されるものとして捉えられていた。

第3節 共存同衆で行われていた「習演會」

自由民権運動に先立って「討論會」を行った団体に、もう一つ共存同衆がある。共存同衆は、1873年にロンドンで結成された留学生の親睦団体「日本學生會」が母体となり、1874年に帰国生たちを中心として結成された「都市知識人言論結社」である⁽¹⁸⁾。同会には小野梓、肥塚龍、馬場辰猪、田口卯吉など自由民権運動に深く関わった人物が多数参加していた。しかし、政府の中樞を担った人物も多く含まれ、その意味では政治的な結社というよりも、欧米知識の啓蒙を目指した団体であった。

その会則にあたる「共存同衆条例」は会の発展とともに改訂を繰り返したが、会の発足から3年たった1877年9月に、第2次会則にあたる「改正共存同衆条例 習演會則」には次のような条文がある。

第八則 各員は其着席せる本側の説を主張するを要し、必ず之を駁論するを許さず。譬えば右側の一員某の事を主張し之を当なりと発言せば、右側に座する衆員は勉て之を補助し、極て不満にして補助するを欲せざるも沈黙して喙を其間に容れざるに止る。但し論旨の可否を決するの投票は自己の所見に従ひ、必しも座側の主説に拘するを要せず⁽¹⁹⁾。

ここでは、座席によって立場が決められ、「習演會」での発言は決められた立場からのみとなる。ただ、「論旨の可否を決するの投票」の際には、自分の考えに従ってよいという。意見交換の後で投票によって「可否を決」している。意見の表明は持論とは無関係に決められた立場から発言することが求められ、最後の投票は自分の信条に基づいて行うという形式である。ただし、この規則に則って催された「習演會」の記録にはまだ接していないので詳細は不明である。

ただ、この「改正共存同衆条例 習演會則」自体が翌年の1878年10月に第3次会則に改められ、そこでは「講談會則」と名前を変えた上で、上記の「第八則」にあたる規定はなくなっている。したがって、規定として存在したのが一年ほどであることから、実際に行なわれたものであるかどうか、やや不安がある。

もしも行なわれたのなら、決められた立場から発言することを求められるという、この在り方は、共存同衆が欧米知識の啓蒙を目指した団体であったことを考えると、それぞれの進めている学問の立場からの見識に基づいた意見を交流させることを目指したもの、あるいは、そのような交流による各自の学問の深化を目指したものと考えられる。持論ではなく立場によって決められた意見を述べ合うという形式面では、三田演説会の「辯論會」「討論會」の内の①の形式と同じである。したがって、先に検討した福澤論吉の、「学問を進める上で欠かせない、教育的効果を期待されるもの」とい

う討論観と基本的に同じものであったと考えられる。

第4章 自由民権運動における「討論會」

第1節 「討論會」の実際

では、自由民権運動の中で催された「討論會」はどのようなものだったのであろうか。また、そのような「討論會」は民衆にどのように受け止められていったのだろうか。本章ではその点を検討する。ただし、自由民権運動における「討論會」の理論的な展開は、先に触れた拙論で詳述している。拙論の結論部だけを述べれば、自由民権運動の中で催された「討論會」は、それぞれの持論を述べ合った上で、採決をするという、今のディベートとディスカッションとを合わせたようなものだったということであり、福澤が慶應義塾で行った型でいえば、②に該当するものである。

たとえば、「國友會政談討論演説會」で行われた「討論會」の記録の中から、1881年10月23日に行なわれた「議院ハ必ズシモ二院ヲ要セズ」と題した「討論會」⁽²⁰⁾について、その実際を確認しよう。

この「討論會」の直前、10月12日には国会開設の詔書が發布されている。そのような政治的な大きなうねりの中で行なわれた「討論會」という意味でも、この「討論會」は自由民権運動の中で重要な意味を持つものであった。討論會の概要であるが、この「討論會」に先立って9月に行なわれた「討論會」で、末廣重恭が発議者として国会は二院制を取るべきであることを主張し、その後5名の論者による意見交換の後に採決したところ、「雙方ノ同意者互ニ相半ス」という状態で引き分けであった。その「討論會」の結果と国会開設の詔勅發布とを受けて行われた10月23日の「討論會」では、9月の「討論會」には「地方巡回中ナリシヲ以テ之レニ与カルヲ得」なかった⁽²¹⁾馬場辰猪が発議者となり、前回の参加者の中から末廣重恭、西村玄道、大石正巳、堀口昇が残り、新しい発言者を加えて「討論會」が行われた。討論におけるそれぞれの主張では、末廣を始めとした、9月の「討論會」と連続して参加している者たちは、全員前回と同趣旨の発言をしている。したがって、ここでの発言は、籤等によって決められた立場からの発言ではなく、それぞれの持論であろうと考えられる。特に末廣重恭は9月に引続いてこの場でも議院を二院制にすべきことを強力に主張しているが、この主張は末廣の持論である。

つまり、自由民権運動で行われた「討論會」は、持論を述べ合うものであり、その点では福澤論吉が慶應義塾で行った「討論會」の中で②の型、それぞれの持論を2つの立場に分れて述べ合うというものであったことが分かる。

次に、そのような自由民権運動の「討論會」を民衆はどのように受け止めたのかを検討することにより、「討論會」が持論を述べ合うという形で自由民権運動によって普及していくことで内包した課題を考えよう。

第2節 受容者側の意識

たとえば、慶應義塾系の自由民権運動団体三田政談会が1880年7月4日に開催した「討論會」について、「東京横浜毎日新聞」に次のような記事がある。

報知社の藤田箕浦の諸君が先達にて中村樓にて催さる、討論會會員を源平兩側に分ちし
 國會と非國會との議論のよし報知新聞に記しあるが如何に演劇の敵役同様なればとて、
 仮初にも學者論士が公衆の眞唯中に於て国是を議するに當り其持論を矯め國會を是としながら
 當り役とか當り鬪とかにて仕方なしと役者のようにますし込み枉て國會を非とする方に座位を
 占る譯はあるまじ夫共に又た此中にハ眞に國會を非とする者もあるにやと書生らしき人が兩國
 橋の上にての立話し⁽²²⁾

この記事から、同会の「討論會」が「會員を源平兩側に分ちし國會と非國會との議論」とあるように、會員を討論題に対して賛否両論に分けお互いの意見を「議論」したものであったことが分かる。

そのような運営について、特に持論を離れた立場に立って意見を交換するという「討論會」の形式に疑問を投げかけた記事となっている。「討論會」実施後には、この疑念に対する続報は掲載されていないので、この疑念は単純な疑問ではなく、「討論會」の存在そのものへの疑問と捉えられる。

ここでは、同記事にある「敵役」という語に注目して考察を進めよう。「敵役」ということは、「主役」を生かすため、際立たせるために存在するものである。国会開設の是非を論題とした「討論會」における「主役」とはどちらの立場であろうか。三田政談会が集会条例の適用される団体である以上、国会開設を是とする立場であろう。それでも、「討論會」が成立するためには、国会開設を非とする立場が必要である。ところが、その非とする立場が「敵役」という意識で、しかも「仕方なし」として演じられるのでは、説得力のある弁舌は難しい。「役者のようにますし込み枉て國會を非とする方に座位を占る」という記述は、持論とは逆の立場で意見を述べることへの疑義を表している。

福澤諭吉が慶應義塾に導入した「討論會」は、発言者の持論とは無関係に論題に対する立場が決められ、発言者は決められた立場から発言することが求められるものもあった。新聞記事の「此中にハ眞に國會を非とする者もあるにや」との一言は、そのようにして行われる「討論會」に対する理解が一般的には十分に浸透してはいなかったことを物語っている。

さらに、三田政談会が実施したこのときの「討論會」については、「郵便報知新聞」に次のように報じられている。

兼て諸新聞の廣告に見へたる如く一昨四日ハ中村樓にて府下の學士輩と共に弊社の藤田箕浦が
 演説討論の會を開きたるに正午頃より聽衆陸續押かけ來たり二時頃までに千二百餘人に及び切

符賣切の札を掲げて聴衆を謝絶せしかども同樓の門前八人の山をなし喧しきに堪へざるほどなりし樓上ハ實に立錐の地なく論者の聲滿堂に徹し難くて聴衆に不平を生じたりしより中途にて論者の席を中央に移せしほどなり演説畢りて國會論非國會論者が左右に分れ數回の討論の末國會を非とするお方ハ手をあげられよと請求したるに座中只一人帽を振ひし者あり是れ一個のシレ者なり右畢つて午後六時半頃會場を散じたり⁽²³⁾。

大変な人数を集めて開催された演説討論会であったが、国会を「非」とする意思表示をした聴衆はただ一人の「シレ者」であったと記述されている⁽²⁴⁾。この評価は「討論會」全体の持つ雰囲気として会場に参加したものが感じ取ったものと捉えることができる。つまり、「此中にハ眞に國會を非とする者もあるにや」と「東京横浜毎日新聞」が指摘したように否定の立場の存在を許さないだけでなく、否定の立場を勝ちとする存在すら許さないという会場であったということである。発言として持論に基づいた発言を求めるだけでなく、「討論會」としての勝敗もその団体が本来持っている立場のみを認めていくという姿勢が認められる。

「討論會」の勝敗は、その場で交わされた意見のやり取りに基づいて下されるものであろう。それに対して、その場を構成している団体がもともと持っていた立場を必ず勝ちとするというのでは、意見を戦わせる意味がなくなってしまう。少なくとも意見を交換することによる双方の学問の深化、すなわち福澤が期待していたような教育的効果は期待できないこととなる。「討論會」の根源的問題ともなった。

また、前章で扱った1881年10月23日に行なわれた「討論會」の結果を伝える「朝野新聞」では、「決を聴衆に取るに及び二院制に起立するもの僅かに四五十名にして余ハ盡く一院論の賛成を表せり以て我邦の輿論ハ一院に歸着するを察知するに足れり⁽²⁵⁾」と、「討論會」の勝敗を輿論の方向と直結して捉えている。「討論會」が発言者の持論に基づいて行われ、勝敗が「討論會」の場における意見のやり取りではなくその団体が本来持っている立場に基づいて下されるのであれば、そこでの勝敗は、この場合のように「我邦の輿論」が「帰着する」ところと捉えられる可能性さえ生じてくる。意見のやり取りの仕方を習得したり、思考を深めたりすることを学び習得する場ではなく、ある種の議決機関に近い存在とみなされるという傾向すら生むこととなる。この「討論會」の冒頭で馬場辰猪が「今ヨリ之レヲ論議シテ輿論ノ向フ所ヲ定メントスル」と述べているのも、「討論會」を輿論の方向を決める場として捉えるという点で同じ方向を向いている。

そこで問題となるのは、団体の意向とは逆の立場で意見を述べた人間の処遇である。たとえば、国会を二院制にするか一院制にするかで「討論會」を持った國友會の場合である。國友會自体は政党の下部組織ではないので、「輿論ノ向フ所」とは異なる立場に立った末廣重恭が特に問題となることはなかったようだ。しかし、この「討論會」を共に行なった馬場や大石と共に1881年10月末に自由党に所属したときには問題となる。なぜなら、自由党はその私擬憲法で国会は一院制としてい

るからである。二院制を持論とする末廣は、自由党ではなく立憲改進黨に近い立場にいるものとして、政治的な姿勢を疑われることになる。柳田泉から「かゝる改進黨的意見、および改進黨の人士との交際が、後來彼の頭上に多少の疑雲を生むに至ったのは止むを得ない」と指摘されることもなる⁽²⁶⁾。つまり、「討論會」での発言が、その後の社会的な行動やその姿勢にまで影響を与えていくということである。

第5章 自由民権運動における「討論會」の課題

では、そのような実用の場における「討論會」は、どのような課題を持っていたのだろうか。

慶應義塾で行われた「討論會」では、持論を離れて決められた立場に立って意見を述べることは問題とされなかった。ところが、自由民権運動で行われる「討論會」では、持論を述べるのが求められ、しかも、その団体の主張に反する持論を持つものは基本的にその場には存在しないか、少なくとも反対の意思表示をしにくい空気が支配していた。

では、以上のように持論を離れて意見を述べることを否定した自由民権運動における「討論會」は、どのような課題を孕んでいたのであろうか。筆者はその課題を次の2点と考える。

① 勝敗の一方向性

先に引用したように、三田政談会の「討論會」について「郵便報知新聞」の記事から、肯定側の意見を標榜する政治団体としては否定の立場を勝ちとする存在すら許さないという会場であったということである。

② 「討論會」不成立の危険性

たとえば、馬場辰猪が参加して行われた1882年10月21日の「國友會政談討論演說會」において、次のような現象が見られた。「國會ニ於テ質問ヲ受クルトキ説明ヲ拒ムノ權ヲ宰相ニ与フルノ可否」を討論題として行われたその「討論會」では、是とする立場は馬場一人で、非とするものは4名であった。賛成の発言が馬場以外には行われなため、決を採るに至らなかった⁽²⁷⁾。つまり、「討論會」そのものが成立しないという状態に至っている。持論に基づいて意見を述べ合うのであるから、論題によっては当然起こりうる事態であった。

第6章 福澤諭吉の討論観との比較検討

先に確認したように、福澤の「討論」は教育的効果を期待されるものであった。それに加えて、松沢弘陽は、福澤諭吉の討論観が「(討論を)弁証法的な、しかも完結することのない無限のプロセスとしてとらえる」ものであったとし⁽²⁸⁾、討論における勝利は「ことがらの本質からして究極の絶対的真理ではなく、相対的真理にとどまる」⁽²⁹⁾ものと考えられていたことを指摘している。三田演

説会における弁論の練習として行われた「討論會」がそのような性格を持つものだったとするなら、自由民権運動における「討論會」での勝利は、「究極の絶対的真理」として求められ受け止められたということができよう。しかし、自由民権運動における「討論會」のそのような性格は、主張を異にする者の存在を認めないという点で、また勝敗が運動体のその後を決めるという重いものと受け取められるようになったという点で、次第に意見表明の自由さを失っていったと考えられる。

これらは、意見交換に対する十分な理解も訓練もないままに、いきなり実用の場で「討論會」を行ったために生じたものであろう。

単なる弁論練習ではなく、自由民権という現実問題を扱うことで、「討論會」は新聞というメディアによって社会にその存在が認知され、広まっていくことができた。しかし、一定の意見を共有する参加者の場で開催されるために、始めから勝敗の見えている「討論會」となってしまった。あるいは、そこでの勝敗が、運動体の方針や方向を決める、実質的な会議の場として受け取られていった。いずれにしても、自由民権運動の場で行われる「討論會」はその場で語られる内容が本質的なものと受け止められ、福澤諭吉が「討論會」に期待していた教育的効果の可能性を失っていった。

第7章 検討のまとめと今後の課題

本稿で検討したことをまとめると、次のようになる。

- ① 慶應義塾の「討論會」や、共存同衆の「習演會」は、持論を述べ合うという形式だけでなく、立場によって決められた意見を述べ合うという形式も持っていた。それに対して、自由民権運動における「討論會」は、持論を述べ合うという形式しか持っていなかった点が異なっている。
- ② 自由民権運動の「討論會」は、主催団体の主張に沿ったものだけを勝ちとするようになり、次第に成立しにくくなっていく。同時に、意見交換による教育的効果を期待できなくなっていった。

以上のような問題を孕みながらも、「討論會」の存在を全国的に知らしめた自由民権運動であった。では、同運動をとおして「討論會」に触れた中学生や教育関係者は、どのようにして学校現場で「討論會」を開催するに至ったのであろうか。また、その導入にあたり、自由民権運動の「討論會」が内包した課題をどのように解決しようとしたのであろうか。また、解決は可能であったのであろうか。今後は、旧制中学校における導入の課題を検討していきたい。

注

- (1) 拙論「旧制中学校草創期(1872年-1899年)における「討論會」—自由民権運動における「討論會」との関係から—」『国語科教育』第71集、全国大学国語教育学会、2012年3月発行予定。
- (2) たとえば、立志社で行われた「演説討論會」について、「演説のあとで質疑応答が行なわれる」との記述がある(平尾道雄『自由民権の系譜—土佐派の場合—』、高知市民図書館、1970年6月20日)

- p. 34)。
- (3) 末広重恭校閲，吉田次郎編輯による嚶鳴社の機関紙。1879年10月25日第一号を創刊した。第一号「諸言」によれば、「社員ノ討論演説ヲ筆記シ纂メテ册子トナシ之ヲ世ニ公ニスルノ良策タルヲ思惟シ」た結果として、創刊されたという。第58号(1882年11月20日)、第60号(1882年12月11日)、第70号(1883年3月20日号)などしばしば「討論會」の筆記録を掲載した。
 - (4) 末広重恭校閲，藤田秀雄編輯による國友社の機関紙。末広が馬場辰猪・田口卯吉・大石正巳等と國友社を作るに当たり、國友社が行っていた演説會と討論會の筆記録を掲載するために、1878年より朝野新聞で発行していた『潮潭叢談』を改め、新たに『國友雜誌』として1881年8月13日に創刊した。毎号、演説と討論の筆記録を掲載した。
 - (5) 羽成恵造編『學術政談演説討論集』，常陽書林太平堂，1887年11月『近代演説討論集』第12巻所収，ゆまに書房，1987年12月10日
 - (6) 宮武外骨『明治演説史』，成光館出版部，1929年4月20日再版。p. 106
 - (7) 西田千太郎『西田千太郎日記』島根郷土資料刊行會，1976年6月 p. 352
 - (8) 三好守雄編『演説討論一千題』，學友館，1891年2月10日(国立国会図書館蔵) pp. 1-2 引用文中で(ママ)とした「演説」の文字は「討論」の誤記であろう。
 - (9) 福澤諭吉『福澤全集』緒言，時事新報社，1898年1月1日 pp. 81-82
 - (10) 『會議辯』の出版年については記載がないが，村上幸子『會議法の移入と發展 国語表現法の基礎研究』(汲水社，1993年11月15日)や松崎欣一『福澤研究センター叢書 三田演説會と慶應義塾系演説會』(慶應義塾大学出版，1998年4月25日)により，三田演説會発足後間もない時期と推測されている。
 - (11) 福沢諭吉・小幡篤次郎・小泉信吉『會議弁』「式目第十五」8・9丁
 - (12) 福沢諭吉・小幡篤次郎・小泉信吉『會議弁』「式目第十五」9丁
 - (13) 松崎欣一『前出書』pp. 53-54
 - (14) 松崎欣一『前掲書』pp. 79-80 ただし，三田演説會の記録である『記事課弁論控』の記載から，松崎が集計したものだが，一部分は松崎の解釈により記録とは異なる形式の「辯論」が行われたとしているものを含んでいる。
 - (15) 森田勝之助『森田勝之助日誌 慶應義塾福澤研究センター資料(1) 慶應義塾福澤研究センター』，1985年6月30日 pp. 34-35
 - (16) 『三田演説會資料』慶應義塾福澤研究センター資料(4)，「(三) 記事課弁論控第一号」，1991年12月20日 pp. 48-50
 - (17) 福沢諭吉『学問のすゝめ 十二編』1874年12月版，3丁
 - (18) 澤大洋『共存同衆の進展と影響—代表的都市民権派言論結社の軌跡』「まえがき」，東海大学出版會，1995年3月28日
 - (19) 「習演会則」『小野梓全集』第5巻，早稲田大学，1982年3月31日 p. 37
 - (20) 馬場辰猪『馬場辰猪全集 第2巻』，岩波書店，1988年1月14日 pp. 481-534 同全集には，川崎勝による詳細な「解題」が付けられており，それぞれの討論會記事の事情が分かる。
 - (21) 馬場の發論冒頭。
 - (22) 『東京横浜毎日新聞』1880年7月3日付雜報欄。(『復刻版 横浜毎日新聞』不二出版，1991年4月25日)ただし，「ますし込み」は「すまし込み」の誤植か。
 - (23) 『郵便報知新聞』1880年7月6日付雜報欄
 - (24) 当時の「討論會」における勝敗は聴衆全員によって下されていた。
 - (25) 『朝野新聞』2431号，1881年10月25日
 - (26) 柳田泉「末広鉄腸研究」『明治文学研究 第9巻 政治小説研究 中巻』，春秋社，1968年9月5日 p. 383
 - (27) 馬場辰猪『前出』pp. 523-528 ページ，および「解題」p. 594

- ⑳ 松沢弘陽「公議輿論と討論のあいだ—福沢諭吉の初期議會政観—」『北大法学論集』第41号, 1991年10月31日 p. 2498 ただし, () 内は引用者。
- ㉑ 松沢弘陽「前掲論文」p. 2499